



2005年9月



米国で
お会いしましよう

A photograph showing several people walking down the metal stairs of an airplane. One man in a red cap and dark jacket is waving his right hand. They appear to be passengers or staff members. The background shows the side of the aircraft with some blue and red markings.

米国国務省国際情報プログラム局



編集長	Thomas E. Cooney
副編集長	Rebecca Ford Mitchell
補助編集者	Merle David Kellerhals, Jr. David A. Denny Jacquelyn S. Porth Charlene Porter Samuel Moncrief Anderson
参考資料担当	George Burkes Jeffrey W. Mason Vivian R. Stahl George Brown Tim Brown Gloria Castro Barry Fitzgerald Ann Monroe Jacobs
表紙デザイン	Christian Larson

発行人	Judith S. Siegel
編集主幹	Richard W. Huckaby
制作	Christian Larson
制作補佐	Chloe D. Ellis Sylvia Scott
編集委員	Alexander C. Feldman Kathleen R. Davis Francis B. Ward

編集／発行：在日米国大使館広報・文化交流部 2006年11月

表紙：ボーンマス（イギリス）で飛行機に搭乗する学生たち
(著作権 Air TeamImages 2005、写真 Colin Works)

米国国務省の国際情報プログラム局は、eJournal USAのロゴ名で5種類の電子ジャーナル（「Economic Perspectives（経済展望）」「Global Issues（グローバルな課題）」「Issues of Democracy（民主主義の問題）」「U.S. Foreign Policy Agenda（米国外交政策アジェンダ）」「U.S. Society & Values（米国の社会と価値観）」）を発行し、米国や国際社会、そして米国の社会や価値観、考え方や様々な制度が直面する主要な問題について検証しています。5種類のジャーナルはそれぞれ、発行巻数（出版された年の番号）と、号数（1年間に発行された各号の番号）別に目録に掲載されます。

最新号は毎月、まず英語で発行され、2～4週間後にフランス語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語版が発行されます。必要に応じて、アラビア語や中国語など他の言語の翻訳版が発行される場合もあります。

ジャーナルの中で提示された意見は、必ずしも米国政府の見解や政策を反映するものではありません。米国国務省は、ジャーナルがリンクするインターネット・サイトの内容、およびこれらのサイトへの継続的な利用の可能性について、一切の責任を負いません。各サイトについての責任は、サイトの発行者のみに帰属するものとします。ジャーナルに掲載される記事や写真、イラストは、著作権についての明記がない限り、米国以外での複製や翻訳を認めますが、明記されてあるものについては、ジャーナルに記載されている著作権保有者の許可を得なければなりません。

国際情報プログラム局は、<http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm>で、ジャーナルの最新号とバックナンバーを数種類のデータ形式で提供するとともに、これから発行予定ジャーナルのリストを掲載しています。ご意見等は、最寄りの米国大使館、または下記の編集部までお寄せください。

Editor, eJournal USA: Foreign Policy Agenda
IIP/T/IS
U.S. Department of State
301 4th Street S.W.
Washington, D.C. 20547
United States of America
E-mail: ejforpol@state.gov

本号について

過去2年の間に、ビザを申請したことがなければ、米国がその間「国境の保護」と「米国本土への外国人受け入れ」という、相反する要件の融合に大きく前進したことを意識することはないかもしれません。国際交流の育成と開放的な社会を維持しようとする姿勢は、これまで同様、米国の価値観を表すものであり続けるでしょう。

最近の変化としては、留学と商用ビザ申請の予約の迅速化、バイオメトリック識別技術の高度化、ビザ申請者に対応する入国審査官の増員などがあります。これにとどまらず、米国は、よりスピーディーで安全な米国への旅を実現するための措置を、今後も率先して続けていく方針です。

このeJournal USAには、米国への旅行ができるだけしやすくするための情報を集めました。アルファベットの略語で示される米国政府の各旅行プログラムの定義に加え、他国のプログラムとどのように適合しているかについても説明しました。

本号「See You in the USA（米国でお会いしましょう）」をご一読いただければ、米国が、それぞれ特徴の異なる50の各州に留学や商用目的、観光目的で外国から訪れる人たちを心から歓迎していることがはっきりと分かります。

ここでは、まず、入国審査の手順や用語について説明した後、ビザ申請窓口の向こう側において、旅行者が短期



LAWA Photo by Jay Berkowitz

滞在予定の合法的な旅行者かどうかを判断している領事担当官や税関・国境警備官に、その職務について語ってもらいます。

次のセクションでは、外国からの渡航者に、米国という国を知るための、余り知られていない方法をご紹介します。著名な音楽史専門家ジョン・エドワード・ハッセが提案する音楽ツアーもその一例です。

さらに、交換留学プログラムの専門家が、米国の大学への入学許可取得と、学費の支払いに関してアドバイスするほか、留学生の体験レポートも掲載しました。

最後のセクションでは、政府と企業関係者が商用ビザの取得について率直に意見交換したパネル・ディスカッションの模様を掲載しました。続いて、チリのサンティアゴと香港出身の2人のビジネスマンに、9月11日の同時多発テロ事件後の米国入国について、自らの体験を語ってもらいました。

最後に、参考図書と関連のインターネット・サイトのリストを掲載しました。

eJournal USAをどうぞお楽しみください。

編集者一同



米国でお会いしましょう

米国国務省 2005年9月 第10巻 第2号

<http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm>

4 ごあいさつ

コンドリーザ・ライス国務長官

5 ビザ暗号の解説

米国への渡航を希望する大多数の人は、その希望がかなっています。米国への旅を計画する上で必要なことを知りましょう。

生体認証：眼の色からスキャンまで
靴を脱いで、腕を伸ばす？：新渡航規定

12 囲み記事：ビザ用写真の規定

14 ビザ申請窓口の内側から

ジョン・ピチョウスキ
在エジプト米国大使館領事担当官
世界最大級の米国大使館のビザ担当官が語るその職務。

15 国境警備官：国境警備と渡航者歓迎の最前線

キャスリーン・フォーズ ワシントン税関・国境警備局
各渡航者が米国入国に適格かどうかを判断する担当官が、出入国管理業務と、出会った渡航者の思い出について語ります。

16 囲み記事：数字で見る米国への渡航

観光目的皆さんへ

17 誰もが何らかの関心を見つけられる国

米国は広く、地理的にも社会的にも多様性を持つ国。どんどん探検してみましょう。

18 米国の音楽ツアー

ジョン・エドワード・ハッセ博士 国立アメリカ歴史博物館学芸員
音楽史の専門家が、万国共通の言語「音楽」
殿堂訪問ツアーを提案します。

23 フォト・ギャラリー：米国の財産

写真で見る知られざる米国文化

留学目的皆さんへ

29 世界最高水準の教育を受けながら、米国に関する知識を深めよう

米国は毎年50万人以上の留学生を意欲的に受け入れています。

31 人生最良のチャンス：米国の大学留学への道

デール・ガフ 米国大学学籍入学管理者協会国際教育サービス担当ディレクター
国際教育の専門家が、米国の大学から入学許可を受ける秘訣を伝授します。

34 米国の高等教育：学資面について ナンシー・W・ケテク 国務省アフリカ担当地域教育指導コーディネーター (在ガーナ共和国米国大使館) 米国で受ける教育は、投資に対する見返りが大きいだけでなく、学資の調達方法も多彩です。	47 商用渡航での経験 2人のビジネスマンが、最近の米国出張体験について語ります。 <ul style="list-style-type: none">「出入国に問題なし」 カルロス・バンニ B A C フロリダ銀行 (チリ、サンティアゴ)「安全性アップでも不便は最小限」 ジミー・チャン RJP社 (香港)
37 留学生の体験記 3人の留学生が米国での学生生活について自らの体験を語ってくれました。	附録
<ul style="list-style-type: none">「決して悔いのない決断」 ニャシャ・カンガンガ (ジンバブエ出身) セント・キャサリン大学 (ミネソタ州セントポール) 学部生 	49 参考文献
<ul style="list-style-type: none">「驚くような経験」 アルナブ・バス (インド出身) カーネギー・メロン大学 (ペンシルベニア州ピッツバーグ) 大学院生 	50 関連インターネット・サイト
<ul style="list-style-type: none">「素晴らしい機会」 パヴェル・レピュウスキ (ペラルーシ出身) イサカ大学 (ニューヨーク州イサカ) 元学部生 	
40 商用目的の皆さんへ 米国でビジネスをするには 米国政府関係者と企業幹部が、商用目的の渡航とビジネス促進に向けた最近の試みについて議論を戦わせました。	 ONLINE VIDEO オンライン・ビデオ 米国でビジネスをするには 産業界と政府関係者の討論会
<ul style="list-style-type: none">ダグラス・ベーカー 商務省サービス業担当次官補エリザベス・ディクソン インガーソルランド社国際移民サービスアドバイザージャニス・ジェイコブズ 国務省ビザサービス担当次官補代理ランデル・ジョンソン 全米商工会議所副会頭マイケル・ニーファック 国土安全保障省移民政策担当ディレクターアレクサンダー・フェルドマン 国務省国際情報プログラム局コーディネーター	<ul style="list-style-type: none">米国への渡航を促すための協力米国のビザと入国についての問題商用ビザの取得について支援が必要なときの連絡先 <p>http://usinfo.state.gov/journals/itps/0905/ijpe/ijpe0905.htm</p>

アメリカ合衆国へようこそ

コンドリーザ・ライス国務長官



U.S. Department of State

コンドリーザ・ライス国務長官

アメリカ合衆国には毎年、数百万の人たちがやって来ます。入国の目的が観光であれ、商用であれ、移民としての入国であれ、一人ひとりが米国の文化や教育、そして経済生活を高める役割を果たしています。私はそうした方々をゲストとして心から歓迎します。

米国民として私たちは、海外からわが国を訪れた皆様方には、ぜひとも私たちの文化を探求し、米国人と知り合いになり、米国がどのような国かを見ていただきたいと思っています。同様に、私たちも海外の皆様から、豊かで多様性に富む、それぞれの国の文化や歴史、言語、考え方を大いに学びたいと考えています。

ブッシュ大統領と私は、背景や信仰が異なる国々を尊重し、理解すること、そして共通の価値観という下地に基づく関係作りこそ、より安全でより良好な世界環境を形成す

るものと確信しています。そして、その成功のカギは一人ひとりの結びつきを通じて、相互理解を深めることにあります。

私たちは、旅や人ととの交流を通じて、大きな変化がもたらされる可能性を感じています。国際交流プログラムの参加者からは、米国人であれ、外国人であれ、プログラムを通じた経験から、生き方がすっかり変わってしまったと語る声が何度も聞かれます。

移民の国である米国は、常にこの国を訪れる人々を歓迎してきました。私たちは、観光客も居住者も含めて、国内にいるすべての人々の安全を守るために、これからも不断の努力をしていく所存です。また、このすばらしい国に国外からいらっしゃる皆さんがもたらす豊かさや多様性を、大事にしていきたいと思います。

ビザ暗号の解読

このセクションでは、ビザの審査プロセスの基礎と専門用語について案内します。補足記事では、生体認証や、最新の渡航規定と米国への渡航に関するデータについて説明します。

どの受け入れ国でもそうであるように、米国も、渡航者が誰なのか、入国予定日と出国予定日はいつなのか、といった基本的な情報を必要とします。これらの情報は、ビザを発行することで入手できます。外国の国民のほとんどは、米国へ入国するためにビザを必要としますが、米国への渡航を希望する大多数の人は、その希望がかなえられます。

- 2004年には、ビザ申請者の4分の3がビザを取得しました。学生ビザの場合、取得率はさらに高く、およそ80%がビザ取得の承認を得ました。

- 加えて、商用および観光目的の渡航者数は、前年に比べて12%増え、非移民ビザによる留学生の数は4%増えました。

ビザ

ビザというのは、一国の国境を越え、他国への入国を申請することができる許可証のことです。米国の法律では、国務省にビザの発行責任があると定められています。領事担当官はビザ申請書に目を通してから、短い面接を行い、申請者がビザ取得に適格かどうかを判断します。このプロセスを「審査」と呼びます。あらゆる申請に対してビザを出すかどうかの最終判断を下すのは、領事担当官です。

ビザ申請がビザの取得を保証しないように、ビザの取得がそのまま米国への入国を保証することにはなりません。領事担当官が申請内容を検討し、その結果、申請者には、特定の目的のために自国から米国の国境入国地までは旅行できる資格があると判断したというにすぎません。

国境入国地では、入国審査官が申請者の入国を許可するかど



AP/WWP Photo by Marcio Jose Sanchez

うかを決定します。入国を許可する権限は、米国国土安全保障省の入国審査官にしかありません。ただし、有効なビザの所持者が入国を拒否されるケースは、きわめて異例です。

手続き

米国に入国するためのビザを取得するには、まず、ビザ申請書「DS-156

(<http://evisaforms.state.gov>)に必要事項を記入しなければなりません。最寄りの米国大使館(http://travel.state.gov/travel/tips/embassies/embassies_1214.html)に連絡し、面接の予約を入れてください。申請書とパスポート、写真1枚、関係書類を大使館または領事館に提出して、渡米目的に関する面接を受けます。

ビザの申請には手数料が必要で、現在は100ドルです。ビザを取得すれば、国境入国地までは行けますが、米国への入国が許可されるには、そこで入国審査官による入国関連書類の審査を再度受けなければなりません。

2001年9月11日の同時多発テロ事件以降も、この簡単な手続きはほとんど変わっていませんが、安全保障上の懸念が強まったことから、いくつかの点で変更がありました。

- 16~45才までの男性は「DS-157」と呼ばれるもう1枚別の申請書に、渡航歴の詳細と各種団体・機関などへの所属・入会関係について記入することが求められます。上記以外の申請者にも、領事担当官がこの申請書への記入を求める場合もあります。

- 留学生および交流訪問者は国籍に関わらず、補足申請用紙に記入すること、そして受け入れ機関により学生・交流訪問者情報システム(SEVIS、10ページを参照のこと)に登録してもらっていることが義務付けられています。

- ビザを必要とする人は、ほとんどの場合、領事担当官の面接を受けることになります。以前は、領事担当官が申請者の出頭を

免じたり、旅行会社が顧客の代わりに申請書を提出したりすることができました。しかし、このようなことが不可能になったために、ここ3年間で、国務省は領事担当官を増員し、ビザ面接の予約システムを改善してきました。

・ビザに関するファイルおよび警察当局や監視リストの情報を電子的に共有したり、学生の入学記録を追跡したりするための技術システムも導入されました。そして、2004年以降は、技術が飛躍的に向上し、データベースの整理統合、システム上の問題修正が大幅に進んだため、未処理の仕事も減少しました。

・2004年以降、各在外米国大使館は、留学生と商用目的の渡航者へのビザ発行に関する手続きを迅速化するよう指示されています。このため、各領事館は、このタイプのビザ申請者を対象とする面接時間枠を特別に設け、面接予約とビザ発行の手続きを優先的に行うことになりました。

・米国やほかの多くの国々では、不正防止のために、デジタル写真や指紋などの生体認証データを含む機械読み取り式ビザやパスポート、その他の出入国関連書類が導入されつつあります。例えば、ビザ申請の際と米国への入国際に指紋のスキャンを求められます。

・渡航者の身元に関する全情報

は、米国への航路・空路途上で、すべての民間船舶および航空機から入国管理官に送られてきます。

・米国への入国にビザを要する渡航者は、最終目的地に到達する途中に、「通過（トランジット）」で米国に立ち寄る場合でも、ビザを取得していかなければなりません。

米国のビザを取得するための条件と費用は、他の民主主義国家とほぼ同じです。そして、ビザの要・不要、追加費用の有無、そして制限の内容などは、相手国との互恵主義に基づいています。つまり、米国市民が相手国への渡航を希望する際に課される要件と同等の要件を、相手国の国民にも求めるということです。

前もって計画を立てよう：待ち時間

ビザ取得までにかかる平均時間がこのところ急速に短縮されたとは言っても、米国への旅行の計画を立てたら、早めにビザ申請の手続きに入ることが非常に大事です。領事館に提出しなければならない申請書類に記入し、必要書類を取りそろえ、面接の予約をとるには、時間がかかるためです。

申請者一人ひとりの事情が違うので、手続きや、そのためにかかる時間も違ってきます。例えば、米国に留学や就労目的で向かう人は、追加書類に記入したり、観光目的の旅行者よりも多くの

書類を提出したりしなければなりません。

同様に、その人の出身国によって、面接の待ち時間の長さも異なります。米国大使館は、予約の予想待ち時間をウェブサイト (http://travel.state.gov/visa/temp/wait/tempvisitors_wait.php) 上に表示しています。留学や商用目的で渡米される方は、面接までの待ち時間をここで確認してください。

国務省は、ビザ申請の手続きをできるだけ分かりやすくすべく努力しています。重要な資料のリストを、このジャーナルの末尾に掲載しました。

面接

ビザ取得に向けた面接には、十分準備することがとても大事です。

記入済みの申請書や申請手数料の領収書、有効なパスポート、指定された基準を満たした写真を準備するだけでなく（12ページを参照）、滞在期間終了時に自国に帰国するという意思を明確に示す文書も提出しなければなりません。

学生ビザの申請には、SEVIS I-901手数料 (<http://www.ice.gov/graphics/sevis/i901/faq2.htm>) を払ったことを証明する領収書も必要です。

領事担当官は短い面接の中で、渡米を希望する理由を尋ね、関連書類をチェックします。さらに、米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)プログラム（10ページを参照）の安全保障対策の一環として、両手の人差し指の指紋を、塗料を使わないで済むデジタル方式のスキャナーで採取します。さらに、ビザ取得に不適格と判断された人物や、もしくは申請の見直しが必要な人物の名前や記録のリストにあなたが入っていないかどうかを、データベースでチェックします。

面接の終わりに、あなたにビザの発行が許可されたかどうかを知らせます。許可されれば、ほとんどの場合、1週間以内にはビザが手元に届きます。安全保障上の懸念がある場合は、その問題を解決するのにさらにチェックを重ねるので、数週間かかるかもしれません。

ビザ発行を拒否された場合でも、追加書類を付して再申請できます。ただし、100ドルのビザ申請手数料は、申請するたびに払

わなければなりません。申請費用はいかなることがあろうと、払い戻しには応じません。

ビザ発給拒否

領事担当官は、申請者一人ひとりのケースを米国移民法とつき合わせて判断することが求められています。

ビザ発給を拒否する最も一般的な理由は、母国とのつながりがきわめて強いので、米国に不法滞在することなどとも考えられない、ということを証明できなかった場合です。この理由によるビザ発給拒否は、一般的に米国移民国籍法214条b項に基づくものとして知られています。ここでいう「つながり」とは、あなたの生活のさまざまな側面で、現在居住する国に拘束されていることを示すものです。米国外に居住地を持っていること、それを放棄する意思がないことを証明するというこの要件は、米国の「移民国籍法」(<http://www.uscis.gov/visa/visadeniials.asp>)に規定されています。

一時滞在が終了した後に帰国せざるを得ない理由、例えば母国で就職あるいは教育機関に在籍している事実、家族が母国に居住していること、母国に多額の財産（家屋もしくは銀行の預金口座残高）を保有していること、などを示すことによって、帰国する意思があることを示すことができます。領事担当官に提示すればビザの発行が保証されるという、これといった特定の書類や事情はありません。納得できる申請内容でありさえすればよいのです。つまり、法に基づいて米国外の居住条件を証明するやっかいな責任は、申請者自身が負っている、ということです。

帰国する意思を示せず、ビザ発給が許可されなかった場合でも、事情が変わったり、母国とのつながりを示す証拠をもっと集めたりすれば、再申請することは可能です。その場合、再度申請費用を払わなければなりません。

領事担当官は申請者の出身国によって、母国とのつながりを示すものには文化的、社会的な違いがあることや、申請者が若年の場合には資金面でのつながりが薄弱である可能性があることも承知しています。これらすべてを考慮のうえ、ビザを発行するかどうかを決めるのです。

ビザ発給を拒否されるそのほかの理由として、伝染病、前科、テロ活動との関連などがあります。

下記にビザ関係の暗号解説に関連する用語の説明を挙げましたので、参考にしてください。それぞれの用語の解説の末尾に、さらに詳しい説明のためのリンクを記載しました。

ビザ関連用語集



AP/WWP Photo by Sergey Ponomarev

生体認証 指紋や複雑な虹彩パターンの読み取りなど、個体に特有の生物学的特徴により個人を識別する方法です。

渡航書類が盗難にあったり、コピーされたりしたとしても、生体認証により、他人による「なりすまし」が極めて困難になり、パスポートやビザの所持者が本人であることを保証してくれます。

(<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4542>)



国境通過カード（BCC） メキシコー米国間の国境を越えるためのカードで、適格渡航者にB1/B2（商用または観光用）ビザとして発行されます。カードを所持していれば、国境での出入国審査手続きをスムーズに済ませることができます。このカードは発行から10年間有効で、様々な安全システムが搭載されており、しばしば「レーザービザ」と呼ばれています。

2001年の同時多発テロ事件以前から、このカードには指紋などの生体情報を搭載し、機械読み取り方式を採用していなければならぬと米国法で定められています。BCCプログラムは、その後の、米国の出入国手続きの安全管理のモデルケースとされています。

(http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336.html)



AP/VWP Photo by Jan Bauer

E パスポート ハイテク技術を使った機械読み取り式パスポートで、国連国際民間航空機関(ICAO)により定められた、パスポート所持者本人の個人履歴や生体情報(12 ページを参照)の記録が可能な集積回路(I C)チップが埋め込まれています。米国の E パスポートに埋め込まれた I C チップには、パスポート所持者の顔のデジタル画像しか記録されていません。この画像は、顔認識技術を用いて実際のパスポート所持者の顔と照合できるので、パスポート偽造抑止効果は極めて高いものになります。

裏表紙に埋め込まれたこのチップには、個人履歴情報も記録されます。この情報を、機械読み取り式パスポートの個人履歴のページに記録された情報と照合して、データの書き換えを防ぎます。また、電子署名がチップに記録されたデータを保護し、書き換えられないようになっています。

この高性能チップは、10センチメートル以内の距離からデータを読み取る技術を利用します。チップに記録されたデータが密かにスキミング(不正読み取り)されないよう、パスポートを閉じているときのスキミングを防ぐために、スキミング防止機能を搭載します。また、国境入国地でパスポートを読み取る際に情報をスキミングされたり、傍受されることがないように、基本アクセス制御(B A C)の導入も真剣に検討しています。 B A C は個人識別番号(P I N)と似ており、パスポートのデータページにある機械読み取り部分の文字を読み取れなければ、チップに記録されているデータにアクセスできないシステムです。

米国は2006年10月26日までに、国内のすべてのパスポート発行局で、E パスポートの発行を開始する予定です。また、ビザ免除プログラム(VWP)参加国についてもすべて、それまでに E パスポートの発行を始めるように求めています。

2006年10月26日以前に発行されたVWPの機械読み取り式パスポートを持っている場合は、通常の有効期限が来るまでは、E パスポートに取り替える必要はありません。[\(http://www.cbp.gov/xp/cgov/import/commercial_enforcement/ctpat/fast/ \)](http://www.cbp.gov/xp/cgov/import/commercial_enforcement/ctpat/fast/)



AP/VWP Photo

自由で安全な貿易(FAST) 国境を越える安全な商業輸送を迅速化するために、米国、メキシコおよびカナダは電子 FAST プログラムに参加し、共通のリスク管理の原則、サプライチェーンの安全確保、産業界とのパートナーシップ、商用貨物のスクリーニングと安全確認で利用する先進技術を 3 力国で調整しています。

この自発的な官民プログラムにより、警戒レベルが高い最中であっても、低リスクであることが確認済みの参加企業であれば、専用レーンを利用できたり、検査項目が軽減されるため、陸上での貨物の入国手続きが迅速になります。その資格を得るには、トラックは認可を得た運送会社、品物は認可を得た輸入会社のものでなければならず、運転手は有効な FAST 商用運転手証明カードを所持していなければなりません。

メキシコでは、商品が認可を得たメーカーが製造したものであること、そして倉庫から仲介業者などの取り扱い業者を経由する間、高度安全対策シール要件を順守することという、さらに 2 つの条件が加わります。

[\(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/content_multi_image/content_multi_image_0021.xml \)](http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/content_multi_image/content_multi_image_0021.xml)

機械読み取り式パスポート(M R P) ビザ免除プログラム(VWP)参加国の国民であれば、ビザなしで米国に入国できますが、機械読み取り式パスポート(M R P)が必要です。このパスポートには、パスポート所持者の個人履歴情報が 2 行に暗号化されて記録されています。税関・国境警備官は電子読み取り機を使って、パスポートの所持者が本人であることをすぐに見分けることができます。

記録されているデータは、パスポートの所持者の名前、性別、生年月日、出生地、パスポート番号、パスポートの発行年月日および失効年月日など、通常のパスポートに印刷されている情報と同じです。

M R P のサイズ、写真的要件、データフィールドの構成は、 ICAO の標準規格に準拠しています。

M R P によって、合法的な入国者の入国手続きを手早く処理できる一方で、入国審査官は、暗号化された情報を警察など法執行機関のデータベースと付き合わせることで、潜在的な脅威となり得る人物に、即座に注意を向くことができるのです。



Photo courtesy of the Bureau of Consular Affairs

VWP 参加国からの旅行者であっても、VWPの全要件に該当していない方は、ビザなしの入国はできません。入国どころか、MRPを携帯していなければ、米国行きの航空機への搭乗も許されない可能性があります。詳しくは <http://japan.usembassy.gov/j/usa/tvisainirgeneral.html> をご覧ください。

あなたのパスポートが機械読み取り式であるかどうか分からぬ場合は、自国の旅券発行機関に問い合わせてください。
(<http://www.dhs.gov/dhspubic/display?content=4499>)

ネクサス・プログラム(NEXUS) カナダー米国間を頻繁に往復する渡航者の場合、危険性が低いと事前承認を受けた渡航者の陸・空・海路からの出入国手続きを簡素化する目的で設立された既存のNEXUSプログラムへの参加申請を検討すべきです。

申請者は面接を受け、生体認証情報の採取と身元調査が行われます。プログラムへの加入には、両国の承認が必要です。承認が得られれば、NEXUS加入者には、写真付き身分証明カード（IDカード）が発行されます。このカードがあれば専用レーンを使うことができますので、入国審査を手早く済ませることができます。

この自主的プログラムは2002年に導入されました。1回の申請で、米国とカナダ両国の加入承認を受けることができます。しかし、団体旅行者がNEXUS加入者専用レーンを利用する場合は、そのグループの全員がNEXUSプログラムに加入していかなければならないという点に注意してください。

(http://www.cbp.gov/xp/xgov/travel/frequent_traveler/)

非移民ビザ（NIV） 観光や商用目的で、または学生として米国への短期滞在を計画している人は、非移民に分類されます。

(<http://uscis.gov/graphics/services visas.htm#non>)

国家安全保障出入国登録システム(NSEERS) NSEERSは、情報機関の基準に基づき、さまざまな理由で安全保障上の懸念が高いと判断された非移民入国者を対象とする特別登録システムです。

該当する入国者は、定期的に自分の所在地を明らかにして、米国への入国が許可された条件に従って生活をしていること（学生ビザなら授業に出席していること、不法行為に関与していないこと、および／またはビザの期限を過ぎて滞在していないこと）などを証明するため報告しなければなりません。

2001年9月のテロ事件の後、非移民入国者のすべての出入国記録をとるための第一歩として導入されたのがNSEERSです。学生・交流訪問者情報システム(SEVIS)と米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)データベースの稼動により、特定の国からの入国者などすべてのグループの入国者について再登録を要求することはなくなりました。ただし、人によっては滞在期間中に、国土安全保障省から登録のための追加面接に出頭するよう求められます。

(<http://www.ice.gov/graphics/specialregistration/index.htm>)

互恵主義 ビザの発行手数料やビザの有効期限など、ビザに関する取り決めの一部は互恵主義に基づいています。つまり、米国は、ビザの発行手数料や制限に関して、相手国が米国国民に課すのと同等の手数料や制限を相手国の国民に課す、ということです。

人的交流の障壁を撤廃するために、各国が協力することがよくあります。例えば、中国と米国は2005年に、適格と判断した留学生や商用目的の渡航者および観光客に対して、入国が無制限の12カ月間有効なビザを発行することで合意しました。それ以前の標準的なビザは、有効期限まで2回の出入国しか認められない、有効期間が6カ月のものでした。

(<http://travel.state.gov/visa/reciprocity/index.htm>)

主要な非移民ビザ

- B-1 短期商用
- B-2 短期観光
- F-1 学生
- F-2 F-1ビザ保有者の配偶者または子ども
- J-1 交流訪問者
- J-2 J-1ビザ保有者の配偶者または子ども
- M-1 専門学生
- M-2 M-1ビザ保有者の配偶者または子ども



AP/WWP Photo by David Maung

旅行者の迅速な審査のための安全な電子ネットワーク(SENTRI) メキシコ・米国間の国境は、世界で最も渡航者の往来が多いところです。1995年には、SENTRIプログラムの一環として、両国の人々を頻繁に行き来する旅行者の待ち時間を短縮するために専用レーンを設けました。

2001年の同時テロ事件を受け、SENTRI加入者の数が急増しました。米国政府はこれに対応して、人員の増員、新技術の導入、登録期間の1年から2年への延長など、登録手続きにかかる時間を短縮する措置を講じました。申請者は事前スクリーニングのため、指紋の電子データを提出しなければならず、また申請者本人と家族、車の登録料を払わなければなりません。SENTRI専用レーンを利用するためには、車も、その車に乗る人たちも全員登録していかなければなりません。

(http://www.cpb.gov/xp/cgov/travel/frequent_traveler/sentri.xml)

学生・交流訪問者情報システム(SEVIS) 米国への留学生は全員、受け入れ機関を通じて、学生と交流訪問者に関するデータベースであるSEVISに登録しなければ、ビザを取得できません。2002年に書面での登録制から、WEB上で登録できるシステムに切り替わりました。これにより、米国内の教育機関は、留学生、交流訪問者、その扶養家族について、最新のデータを正確に維持することができ、こうした情報を国土安全保障省および国務省にすぐに伝えることができるようになりました。SEVISは国土安全保障省の一部である移民・税関執行局（ICE）によって管理されています。（<http://www.ice.gov/graphics/sevis/index.htm>）

米国訪問者・移民現況表示技術（US-VISIT） 入国者の生体情報を収集することにより、不正行為の発生率を減らし、犯罪者の入国を防ぐための自動出入国システムです。非移民ビザを所持して入国する14～79歳までの渡航者は全員、人種、出身国、宗教にかかわらず、ビザ免除プログラムで入国する渡航者と同様に、US-VISITプログラムに参加します。



AP/WWP Photo by Gregory Smith

ほとんどの渡航者の場合、このプロセスは自国にある米国領事館でビザ申請の面接を受けているときから始まっています。このとき、一定の規定に沿った顔写真を提出し、両手の人差し指の指紋をスキャナーで採取されます。米国の国境入国情地に到着したときに、もう一度、デジタル写真と両手の人差し指の指紋を採取され、記録と照合されます。

さらに、個人識別情報を法執行機関のデータベースと照合し、犯罪歴や偽名の有無を確認し、さらに、その渡航者がテロリスト関連の警戒リストに入っていないかどうかをチェックします。データベースには、盗難や紛失届けのあったパスポートの情報も記録されています。

2004年に115の空港、13の海港、そして交通量が特に多い陸上の国境地点50カ所でUS-VISITプログラムが実施されました。以来、3000万人近くの渡航者がこのプログラムに登録されました。このプログラムを管理する国土安全保障省は、2005年末までにすべての陸上の国境地点にこの入国情地を導入する計画で、現在、12の空港、2つの海港で同様の出国情地の試験を行っています。

US-VISITの導入により、すべての人々の安全を確保するだけでなく、入国情地官が合法的な入国情地を迅速に見分け、米国に迎え入れることができます。

ほとんどのメキシコ人とカナダ人は、別の出入国情地プログラムに参加しており、US-VISITへの登録を免除されています。

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0525.xml)

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/content_multi_image/content_multi_image_0006.xml)

(http://www.dhs.gov/dhspublic/interapp/editorial/editorial_0435.xml (数カ国語のビデオと冊子))

(US-VISITステップ・バイ・ステップ入国情地ガイド (PDF、1ページ、609KB))

(US-VISITステップ・バイ・ステップ出国ガイド (PDF、1ページ、768KB))

ビザ免除プログラム（VWP） ビザ免除プログラムは、米国での滞在期間が90日未満の場合は、ビザがなくても商用や観光目的の渡航者に入国情地を許可するもので、観光業の促進と米国の同盟国間の渡航を容易にする目的で、1986年に制定されました。ただし、すべての同盟国がVWPに参加しているわけではなく、渡航目的によって、もしくは法的に米国への入国情地に制限がかけられている場合はVWP参加国の国民全員がプログラムの対象資格を得られるとは限りません。

VWPに加盟しているのは、以下の27カ国です。アンドラ公国、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス。

メキシコ、カナダおよびバミューダからの渡航者の場合には、ビザがなくても入国できるケースがありますが、その際に採用される法的基準はVWPとは別のものです。VWP渡航者に必要なパスポート条件は、メキシコ、カナダ、バミューダからの渡航者には適用されません。

VWP参加国となるためには、法律で規定された条件を満たす必要があります。とりわけ、米国民に対し、互恵的にビザなし渡航を認めていること、機械読み取り式パスポートを発行していること、パスポートの盗難があった場合に届け出を迅速に行う体制であること、米国入国ビザの拒否率が3%未満であること、また、当該国からの米国への渡航者のビザ期限切れ後の滞在や、移民関係法違反の割合が低いことなどが挙げられます。加えて、当該国がVWPに参加したために、米国の安全保障上あるいは法執行上の利益が脅かされることがないように、生体認証パスポートを発行し、確固たる文書の安全・国境警備体制、移民管理制度、法執行機関同士の協力体制を米国側に示せなくてはなりません。

VWPによる渡航者は機械読み取り式パスポートの所持が義務付けられており、パスポートの発行日によっては、デジタル化された写真のついた生体認証パスポート、つまりEパスポートの携帯を求められることもあります。VWPによる渡航者は、米国入国前にスクリーニングにかけられ、US-VISITプログラムに登録されます。

(http://www.travel.state.gov/visa/temp/without/without_1990.html#1)

西半球旅行者イニシアティブ 米国への非移民入国者が最も多いのは、米国の北側と南側に位置する隣国、つまりカナダとメキシコです。以前は、カナダ、メキシコ、バミューダ国籍の渡航者は、パスポートなし、ビザなしで米国への入国を許可されました。また、現在とは異なる国境通過プログラムの対象になっていました。

しかし、安全保障上の環境が変化した結果、米国を含む西半球のどの国からの渡航者であっても、米国への入国・再入国には、最終的に、有効なパスポート、または特定の信頼のおける書類の所持が求められることになります。この新しい規定が、米国とその海外領土の渡航に影響することはありません。

米国とこれら3カ国の間では、旅行者の行き来が非常に多いため、新しい規定は以下のスケジュールに従い、段階的に実施される予定です。

- 2006年12月31日—メキシコ、カナダ、バミューダ、中南米諸国、カリブ海周辺諸国と米国との間の船舶、航空機による出入国には、パスポートまたは所定の書類が必要になる。
- 2007年12月31日—西半球諸国から米国への海・空・海路による入国には、パスポートまたは所定の書類が必要になる。

パスポート以外の所定の書類としては、何があるでしょうか。米国は現在、SENTRIやNEXUS、FAST、BCCプログラム（上記参照）の一環として、身分証明カードを発行しています。また、新たな技術を使って、ほかの書類も証明書として使えるようにしようとしています。

以前は社会保障カードと運転免許証が、米国入国際の身分証明書代わりに使えたのですが、今は使えなくなりましたので、西半球諸国を旅行される方は了承しておいてください。

もう1点留意してもらいたい問題があります。父親か母親いずれか一方、祖父母、または保護者が子どもとともに旅行する場合には、保護監督者であることの証明書、または同道していない親が子どもの出入国を許可していることを示す公証された書簡のいずれかの提示を求められる可能性があります。これは、子どもが誘拐されるのではないかという懸念が国際的に広がっていることを配慮したものです。さらに、18歳に達していない一人きりの旅行者は、親または、保護者が出入国を許可していることを示す手紙を携帯していかなければなりません。こうした証拠書類がない場合は、米国の国境入国地で、足止めされることがあるでしょう。

(http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/vacation/kbyg/west_hem_init)

生体認証：眼の色からスキャンまで

「生体認証」は誤解されやすい言葉です。これは単に、自動識別に使われる計測可能な生体的特徴を指します。これまでも、長年にわたり、生体認証の非自動的識別法が先駆的な手立てとして、渡航管理書類に用いられてきました。

早くも1700年代には、客船の乗客名簿に、乗客一人ひとりの年齢、身長、体重、眼の色、身体的特徴、肌の色といった情報を記録していました。1800年代に写真技術、1900年代にはカラー写真が生まれると、身長、体重といった原始的な手法に替わって、写真が旅行者の身元を識別する一般的な手段になりました。

さらに高度な技術の出現により、自動生体認証情報がこれらの先駆的技術に替わって標準的に用いられるようになったことは、何ら驚くべきことではありません。とりわけ、いまは新たな脅威に直面している時代なのですから。



AP/WWP Photo by Chuck Stoody

デジタル写真を利用することにより、顔の輪郭や肌の質感などをつかめるようになりました。また、スキャナーで一人ひとり異なる眼の虹彩の模様をつかめるようになりました。指の指紋も、スキャナーで採取できるようになったので、インクもローラーも、押捺用のカードも使わずに済むようになりました。単に人差し指2本を、電子読み取り機の上に置くだけで、直ちに身元が確認できるのです。

渡航書類に生体認証技術を利用しようとしているのは、米国に限ったことではありません。欧州連合（EU）や東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国も、すべての人にとって海外

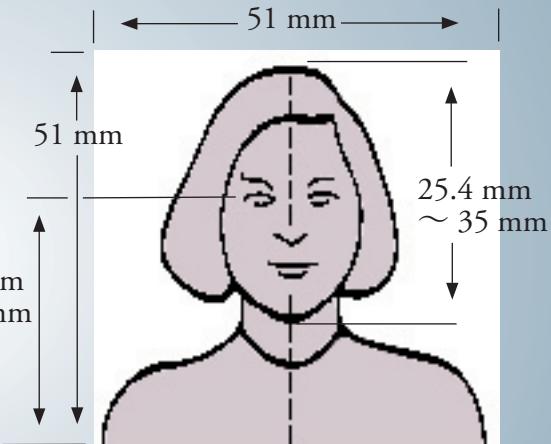
旅行がより安全なものになるようにその導入を進めています。

(http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336html)

ビザ用写真の規定

ビザを申請する際、以下の規定を満たす署名の入っていない写真1枚を、面接のときに持ってきてください。

- 過去6カ月内に撮影されたもので、原本でなければなりません。コピーしたり、スキャナーを通した写真は受け付けません。
- カラーでも白黒でも構いませんが、陰影は付けないでください。
- サイズは縦横51ミリの正方形。顔は写真の中央に来るようになり、写っている顔の大きさは、頭頂部から頬までの長さが25.4～35ミリ以内に収まるようにしてください。眼の下から写真の底辺までの長さは28.6～35ミリになるようにしてください。
- 眼ははっきり開け、しっかり前を見据えている状態で顔の正面全体が写るようにし、背景は白かオフホワイトにしてください。
- 医療目的であることを示す証明書がない限り、暗い色の眼鏡をかけないでください。普通の眼鏡をかける場合でも、写真に眼がはっきり写るようにしてください。
- 普段着ている服装で撮影してください。帽子を脱ぎ、頭を覆っているものは外してください。宗教服の場合は例外になることはありますが、たとえ一部でも顔を隠してはいけません。



詳細は、最寄りの米国大使館のウェブサイトをご覧ください。(http://usinfo.state.gov/usinfo/US_Embassies.html)

靴を脱ぎ、腕を広げる？：新渡航規則

あなたが過去数年間のうちに一度でも旅行をしたことがあれば、セキュリティーチェックの列に並び、荷物のエックス線検査を受け、同行者とともに何度も身分証明書を取り出し、携帯電話やラップトップのパソコンをケースから出して電源を入れたことがあったでしょう。ポケットから硬貨や鍵を取り出し、靴を脱ぎ、ベルトやアクセサリーを外した後、立ったまま両腕を広げてボディチェックを受けることもあったかもしれません。それは、あなたが金属探知機の下を通ったときに警戒音が鳴った原因を突き止めるためのものでしょう。

警告しておきます。このとき、ユーモアのセンスを保つのはいいのですが、冗談を飛ばすのはやめたほうがいいです。

銃、爆弾、カッターナイフ、ハイジャックなど、数千人の罪のない旅行者の死を招いたテロ活動と関連性のあることについての発言は、本気で受け止められます。少なくとも、拘留されることになりますから、せっかくの旅立ち

としては、幸先の良いものではありません。

一般的には、出発時間の90分から2時間前に出発ロビーに到着するようにしてください。国際線の搭乗者は通常、列に3回並ぶことになります。1回目は搭乗手続きの際、2回目は預ける荷物の検査、そして3回目はセキュリティーチェックの際です。搭乗予定の便に遅れそうでも、セキュリティーチェックの一一番に行くことはできません。

自分のため、そして、後ろで待っているほかの人たちのために、プロセスを円滑にするために、以下のヒントを参考してください。

- ・機内への持ち込みが許可されているもの、禁じられているもののリストを確認してください(http://www.tsa.gov/public/interapp/editorial/editorial_1012.xml)。機内持ち込み用の手荷物の中に入れて運べなかったものでも、預ける荷物の中に入れることができます。もちろん、爪切りまで取り上げられるようなことはありません。
- ・パスポートと搭乗券は常に取り出せるようにしてください。何度か提示を求められますので、いろいろなものがぎっしり入ったハンドバッグや、機内持ち込みの荷物の底にしまい込まないほうがいいでしょう。
- ・国際線に搭乗する際には、服装によって、セキュリティーチェックを迅速に済ませられるかどうかが決まります。厚底や金属性の紐が付いた靴は、金属探知機が反応してしまいます。靴を脱ぐように言われることがあるので、その際に、複雑な靴紐、ずらっと並んだ留め金、バックル、またはその他の留め具が付いて、着脱に時間がかかる靴を履いていると、列がなかなか進みません。賢い旅行者なら、スリップオン式の靴を履いています。長時間の国際線のフライトには、その方が楽で便利だからです。
- ・コートやスーツの上着、ブレザー以外に衣服を脱ぐよう求められることはありましたが、金属のボタンやバックルのついた衣服は探知機

が反応して警報を鳴らしてしまいます。そうなると、ボディーチェックをもう一度受けなければならなくなり、ほかの人を待たせてしまうことになります。できるだけ金属性のファスナーの少ない、楽な服装を心がけてください。

・金属を含むアクセサリーや宝石類は取り外さなければならないということ、また硬貨、鍵、携帯電話、その他のかさばるものはポケットから取り出さなければならないことに留意してください。封を切っていないタバコの箱でも警報が鳴る場合があります。身に着けたものを外したり、また着けたり、ポケットをひとつずつ探って中の物を取り出し、また戻したりしていれば、時間がかかります。服装には気をつけてください。ポケットの中にあれこれ入れている場合には、透明のビニール袋にそれらをひとまとめにし、検査の際、一度にすぐに取り出せるようにしてください。そうすれば、自分の体を何度もたたいている間に、ほかの旅行者が時計を気にしながら待たされるようなことはなくなります。もっと良い方法は、そのビニール袋を機内持ち込み用手荷物に入れて、セキュリティーチェックが終わった後で、取り出すという方法です。

・宝飾品、現金、カメラ、ラップトップ・コンピューターなどの貴重品や壊れやすいものは機内に持ち込み用手荷物に入れるようにしてください。ラップトップ・コンピューターを携帯する場合は、検査官の前でケースから取り出して電源を入れなければならないことを覚えておいてください。他の電子機器についても同じことを指示される場合があります。

・現像前の写真フィルムはすべて、機内持ち込み用手荷物に入れてください。預ける荷物に入れると、検査機器のスクリーニングの際にフィルムが傷んでしまう可能性があります。また、

セキュリティーチェックを待っている間に、スーツケースの中のフィルムを探して取り出そうとして、検査の進行を妨げないでください。

・包装した贈り物を荷物に入れたり、包装した贈り物をセキュリティーチェックの場所に持つてこないでください。このようなことをすると、さらに検査を受けるために、列とは別の場所に連れて行かれることになります。常識を働かせてください。おばさんへのお土産に素敵なナイフのセットを買ったとしましょう。その場合は、包装せずに、機内持ち込み用手荷物ではなく、預ける荷物の中に入れてください。セキュリティーチェックの場所で没収されたものは戻ってきません。おばさんを悲しませたくないですよね。

・荷物に鍵をかけたい場合は、運輸保安局（TSA）認証のロックを利用してください(http://www.tsa.gov/public/interapp/editorial/editorial_multi_image_with_table_0234.xml)。そうしないと、目的地に到着したときに、ファスナーが壊されている可能性があります。預けた荷物は、搭乗機に載せる前に再度、無作為に検査をすることがあります。あなたの荷物がたまたま選ばれたら、中身の確認をするために開けられてしまします。自由に荷物の安全確認ができるような状態しておくことが肝心です。



AP/WWP Photo by Stewart F. House

ビザ申請窓口の内側から

ジョン・ピチョウスキ
在エジプト米国大使館 ビザ審査官

ビザ発行のための面接は、窓口を挟んで向かい合う両者にとって、それぞれストレスを感じる経験です。なぜ、そのようなことを知っているかというと、私自身が、世界最大規模の大使館である在エジプト米国大使館のビザ審査官だからです。審査官として私は、留学や商用、または観光の目的で米国への入国を希望する人たちを面接して、非移民ビザを発行するかどうかの判断をする仕事をしています。

平均的な週には、300人を超えるビザ申請者に対応します。そのほとんどは、エジプト人かスーダン人です。

しかし、私の仕事はそれだけではありません。持ち回りの当直職員として、エジプトに滞在する米国人が緊急に支援が必要な場合には、これを助ける仕事も務めています。

領事担当官には審査を行う時間が限られていることを理解すれば、ビザ取得の面接はずっと楽になります。面接前のちょっとした準備が大いに役立ちます。渡航目的や、費用の支払方法、自国との重要なつながりを証明するものなど、各自のケースに関連する情報を前もって用意しておけば、時間を無駄にせず、あれこれ心配しないで済みます。このような資料を面接に持参することが、とても重要です。

申請者の皆さんには正直に、そして率直に質問に答えていただきたいと思います。そして、質問が聞き取れなかった場合には、もう一度お願ひしますと遠慮せず領事担当官に言ってください。私のアラビア語の発音が完璧ではないことは承知していますし、思っていることを、正確な言葉で表現できないこともあります。ですから、質問を繰り返すことは一向に構いません。

申請者が提出した書類に目を通し、面接を行った後は、それぞのケースについて、米国の移民法に照らして判断することが求められます。私の判断は、米国法を遵守したものでなければなら



Photo Courtesy of U.S. Embassy Cairo

りません。ほとんどの非移民ビザの場合、非法的な入国を防ぐため、米国以外の居住地とのつながりが強いことを申請者が証明しているかどうかを検討します。この要件は、世界中のビザ申請者に対して適用されます。従って、申請者の方は面接の前に、この要件を満たすにはどうしたらよいかをよく考えてください。

ほとんどの場合は、申請者にビザを発行することができます。しかし、時折、申請を却下しなければならないときがあります。米国を訪れたく強く願う気持ちが分かるだけに、却下の判断を下すのはいつも難しいと感じています。

エジプトにおける最大の誤解のひとつは、2001年の同時多発テロ事件以降、領事担当官はひげの生えたイスラム教徒の男性や、ヒジャブをまとった女性の申請を、日常的に却下し始めたと思われていることです。これは事実に反します。

テロ事件により、ビザの安全性を高めるために、申請者全員に面接を義務付ける、スキャナーで指紋を採取するなど、ビザ発給手続きが一部変わりました。しかし、テロ攻撃といえども、合法的な方法で入国する人々に門戸を開こうという、わが国の基本的な誇りや信念を変えることはできませんでした。

大多数の同僚と同じく、私も、旅行、外国語の学習、海外滞在、そして様々な生活様式の人々と出会うことが好きなので、外交官になりました。妻も私も、千本にも及ぶミナレット(モスクの尖塔)があり、すばらしい歴史と文化に恵まれた都市である、エジプトの首都カイロに来て、素晴らしい人々と一緒に働くことは、幸運だと考えています。

エジプトでの日々は、特別な思い出深い人生の1ページとなるでしょう。そして、私が審査して発行したビザが、エジプト人の皆さんのが私の国を訪れ、同じように感じてくれることの一助になれば幸いです。

国境警備官：国境警備と渡航者歓迎の最前線

キャスリーン・フォーズ

米国国土安全保障省

ワシントン税関

税關・国境警備官

私はキャスリーン・フォーズといいます。ワシントンDC郊外にあるワシントン・ダレス国際空港のワシントン税関の税關・国境警備官(CBPO)です。

私が対応する渡航者は、1日平均200～300人です。身分は千差万別で、多くが興味深い経験や米国への渡航目的を持っています。

すべての渡航者に対して尋ねる質問の中に、渡航目的があります。私は、米国の学校に留学中の子ども、もしくは、永住者となり、今では子どももいる息子や娘に会いに来たという多くの両親に会いました。

ある夫婦は、大学に留学中の息子さんに会いに米国に來たということでした。滞在期間を尋ねると2週間ぐらいとの返事でした。そのすぐ後、女性のほうが笑いながら、2週間もたたないうちに息子に追い返されなければね、と言ったのです。私自身も母親ですから、彼女の言っている意味がすぐにわかり、どの母親も同じ経験をするものだと、一緒に笑ったものでした。

第2次世界大戦の米国の退役軍人たちを訪問するために、英国からやってきた渡航者もいました。その人が子どものころ、英國にある自分の親の農場に、その米兵たちの乗った飛行機が墜落したことがあったのだそうです。その兵士たちは何年もの間、その農場で再会の集いを開いていたそうですが、退役軍人たちが年を取り、英國まで旅することが難しくなってきたので、今度はその人がその再会の集いのために米国を訪れた、とのことでした。

私は特に、初めて米国にやって來た子どもたちと話をするのが好きです。ワシントンDC地区の観光地を訪れるためにやってきた子どもたちが、真っ先に何を見たいと思っているのかを知りたいと思っています。ある小さな男の子は、自分は航空宇宙博物館に行きたいと言った後で、こう付け加えました。「でも、妹は



Photo Courtesy of Department of Homeland Security

トイザラスを見たいんだって」

大勢の、様々な経験の人たちと会うのは楽しいのですが、私には、CBPOとして、アメリカの国境を守る使命があります。我々は最前線におり、米国法を執行し、テロリストやテロの手段から米国民を守るのが私たちの責務です。

ワシントン税関では、1日当たり約42便の国際線で世界中からやってくる人々の入国を審査します。米国からの出國であれ、米国への入国であれ、搭乗者が適正な文書を所持しているかを確認する責任があります。一度に到着する乗客が多く、また、乗り換え便の利用者も多いので、比較的手早くこなしていかなければなりません。

短時間で、その人が本人であること、適正な文書を所持していること、そして我が国に物理的・経済的な危害を加えない人物であること、などを確認しなければなりません。

新しい保安手続きは、そうした作業の手助けになります。私たちはパスポート、写真、ビザをいくつかのデータベースと照合して、それらが盗難に遭ったり、改ざんされたものではないことを確認し、搭乗者の指紋をスキャナーで採取して、パスポートにあるデジタル指紋と照合します。そして、いくつか質問をして、入国資格があるかどうかを判断します。

最近の渡航者の大部分は、米国民と渡航者の安全強化を図り、合法的な海外旅行や国際取引をよりスムーズに行えるようにし、わが国の移民管理制度の整合性を確保し、旅行者のプライバシーを守るために実施した、米国訪問者・移民現況表示技術(US-VISIT)プログラムについて、聞いたことがあるようです。

一般的な取り決めとして、14歳から79歳までの入国者全員についてUS-VISITプログラムに登録します。この作業には、デジタ

ル・スキャナーを使って両手の人差し指の指紋を電子的に採取したり、写真を撮ることも含まれます。これは短時間ですむので、入国審査の時間が長くなることはほとんどありません。この手続きに渡航者は急速に慣れてきていて、ほとんどの人が、これが安全を守るために重要措置であることを理解してくれています。通常、このプロセスに不満をこぼす渡航者は14歳未満の子供たちで、指紋も取られず、写真も撮られないで、がっかりするのです。よほど楽しいことのように見えるのでしょうか。

税関・国境警備官は全員、米国の入国を許可したり却下したりする権限を持つという点で、そして、法的に適格な入国者を最初に迎える役目を果たすという点で、非常に重い責任を負っています。そして、私たちは誇りを持って、この仕事をしています。

数字でみる米国への渡航

2004年のビザ取得率

米国ビザ（世界全体）	75%
学生ビザ	80%

— — — — —

2004年の渡航者数

商用目的	460万人
海外からの渡航者	4600万人

— — — — —

2005年上半期入国者数の 前年同期比増加率



2004年6月から2005年6月までに米国への 渡航者数が2桁増となった国々

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、イタリア、メキシコ、オランダ、韓国、スペイン、スウェーデン

— — — — —

2004年の入国者数

最多月	7月	330万人
最少月	2月	210万人

(出典：米国商務省)